

国保加入者の皆さんへ 健診や医療の 費用を助成します

市ホームページ
はこちら



問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 072(740)2006

がん検診が無料です

医療機関の窓口で国民健康保険証を提示すれば、下記のがん検診を無料で受診できます。保健センター☎ 072(758)4721 が指定の医療機関に予約の上、受診してください。

指定の医療機関は、3月末に全戸配布する右の「かわにし健康づくりBOOK」と市ホームページに掲載しています。なお、受診当日に、国民健康保険の加入者でなくなっている場合は、無料で受診はできませんので注意してください。



また、子宮頸がん・乳がん検診で市の無料クーポン券を持っている人は、併せて提出してください。
▷ 40～74歳の人—肺がん、大腸がん、胃がん、子宮頸がん（女性のみ）、乳がん（女性のみ。隔年度受診）
▷ 50～74歳の男性—前立腺がん

特定健診が無料です

40～74歳の国民健康保険加入者に、次の日程で3年度特定健康診査受診券を送付します。

1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人は4月中旬、5～8月生まれの方は6月中旬、9～12月生まれの方は8月中旬に発送。受診できる医療機関など詳しくは同封のリーフレット（右）で確認してください。



上記の時期よりも早期に受診を希望する場合や、3年4月以降に国民健康保険に加入する人で受診を希望する場合は国民健康保険課へ。なお、同一年度内に助成を受けられるのは、特定健診が人間ドックのうち1つです。

特定健診 特定健診は、生活習慣病の原因であるメタボリックシンドロームに着眼した健診で、体重や腹囲測定、血中の中性脂肪やコレステロールの量などを検査します。日本人の死因の半数以上を占めるがんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病は、自覚症状が出にくく、症状が出た時には既に重症ということも少なくありません。毎年健診を受けることで早期に異常に気付くことができ、予防に取り組めます。年に1回受診してください。

人間ドック費用の 7割を助成します

40歳以上（4年3月31日時点）の国民健康保険加入者を対象に、人間ドック費用の7割（上限2万4,000円）を助成します。対象は次の①～③を全て満たす人。①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は要相談）③2年度に人間ドックの助成を受け、保健指導の対象になり、その保健指導を受けて終了した（一部服薬している場合を除く）。

助成金の手続きは、人間ドック受診後に保険証と振込先口座（受診者名義）が分かるもの、領収書、検査結果を4年5月末までに市役所1階の国民健康保険課へ持参してください。なお、同一年度内に助成を受けられるのは、特定健診か人間ドックのうち1つです。

市立川西病院や保健センター、協立病院、ベリタス病院で予約した場合、予約日の2週間前までの申請で助成券を交付可。保険証を同課へ持参してください。

医療機関・薬局の 支払いを上限額までに

国民健康保険制度では、医療機関や調剤薬局での支払いを自己負担限度額までにする認定証を交付しています。受診者の保険証を市役所1階の国民健康保険課に持参し、事前に手続きが必要です。ただし、国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がある場合は発行できない場合があります。また、70歳以上の国民健康保険加入者のうち住民税課税世帯で2割負担の人は、高齢受給者証の提示で自己負担限度額までの支払いになるため、手続きは不要です。

3割負担の人は、所得によって手続きが必要な場合と認定証が交付できる場合があるので同課へ問い合わせてください。後期高齢者医療制度に加入している人の認定証交付について、詳しくは12ページへ。

出産時に窓口の 支払いを軽減します

出産育児一時金を国民健康保険が直接医療機関へ支払うことで、退院時に窓口で支払う金額を軽減できます（直接支払制度）。金額は40万4,000円（産科医療補償制度（※）に加入している機関を利用した場合は42万円）。出産費用が一時金に満たない場合は、市役所1階の国民健康保険課で申請すると差額を受け取れます。直接支払制度が使えない医療機関などで出産する場合は、出産前に同課へ。（※）産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性まひになった子どもとその家族が対象。子どもの5歳の誕生日までに申請してください。補償対象など詳しくは出産予定の病・医院へ。

4月に多い手続きと特定健診・人間ドックの助成など

国民健康保険の 手続きと助成の案内

問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 072(740)1170



郵送での手続きや手続きを別世帯の親族が行う場合、本人確認書類の詳細など詳しくは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）へ。



生活の変化が多い4月は手続き忘れに注意してください 国保の加入・脱退と税の軽減

14日以内に手続きを

就職や退職、転入、転出時は、14日以内に市役所1階の国民健康保険課で手続きが必要です。加入時は国民健康保険税の口座振替手続きも必要となります。

【加入手続きが必要な場合】

▼退職などで社会保険などの資格がなくなった人

①社会保険の任意継続に加入する人②社会保険に加入中の家族の被扶養者になる人③国民健康保険に加入する人。

①②は勤務先などへ。③は通帳と通帳の届け出印（またはキャッシュカード）、本人確認書類、健康保険資格喪失証明書を持って同課へ。

▼川西市に転入した人

転入手続き後に通帳と通帳の届け出印（またはキャッシュカード）、本人確認書類を持って同課へ。

【脱退手続きが必要な場合】

▼就職した人
新たに加入した社会保険の

保険証と国民健康保険証、本人確認書類を持って国民健康保険課へ。

▼市外へ転出する人
転出手続き後に国民健康保険証と本人確認書類を持って同課へ。

離職後の申請で国保税軽減

勤務先の倒産や解雇、雇い止めで離職した人は、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要です。対象は①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇による離職など）②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めによる離職など）として失業給付を受ける人です。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なる）。更新手続きは不要です。

右記に該当せず、会社都合での退職や自営業の人が休業・廃業した場合など、国民健康保険税を減免できる場合があります。